

会第5号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年5月10日

提出者

三浦治雄
辻村克
佐野高典
山田和廣
石田祐介
野田藤雄
大野和三郎
中沢啓子
西川勝彦
山田実
沢田享子
梅村正
薦田恵子

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例（昭和31年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務・政策常任委員会 9人」を「総務・企業常任委員会 10人」

「企業庁の所管に属する事項

に、「他の常任委員会の所管に属さない事項」を に

他の常任委員会の所管に属さない事項」

改め、同項第2号中「生活文化・土木交通常任委員会」を「政策・土木交通常任委員会」に改

め、同項第5号中「文教警察・企業常任委員会 10人」を「文教・警察常任委員会 9人」に、

「公安委員会の所管に属する事項

を「公安委員会の所管に属する事項」に改める。

企業庁の所管に属する事項」

付則

この条例は、公布の日から施行する。